

実態に目を閉ざさず、公正な判決を！

秋田 3月7日(月)午後2時判決

保護利用の安どと感謝が意味すること
秋田訴訟弁護団 虻川 高範



暑い日も寒い日も行動し続けて

秋田訴訟は、1次、2次提訴あわせて53名の原告団でしたが、判決までの間に9名が亡くなっています。

この間、原告団と「支える会」は、毎回の期日傍聴、報告集会のほか、駅前でのチラシ配布や署名集め、そしてそれらの署名の裁判所への提出など、暑い日も寒い日も行動し続けてきました。

コロナ禍で傍聴席に座れる人数が限定される中、裁判所の内外で弁論が終わるのを待つ人たちもいました。

生存権を実現する制度は機能しているが・・・

各地での成果を踏まえ、秋田地裁でも、多くの書証をもとに論争が繰り広げられました。最後に、昨年の原告本人尋問では、5名が証言され、それぞれ、自らの生い立ちや家族、生活保護を利用することになったいきさつ、保護費の減額によって受けた不利益や窮状等を裁判官に訴えました。

秋田は、夏は暑く、冬の寒さも厳しい。車いすで出廷した原告Aさんは、障害を抱える娘さんとの二人暮らしで、クーラーのない夏を過ごしました。Bさんも、灯油代がかさむ冬には、ストーブをつけるのを極力少なくして布団の中で過ごしたりします。Cさんは、障害をもつ子どもとの生活を最優先にしようと自らの食費を減らした結果、栄養失調で点滴を受けるほどでした。

そこに追い打ちをかけるように保護費が減額された日々を、原告の人たちは振り返ります。

印象的なのは、これほど保護行政の改悪を受け続けてきたにもかかわらず、保護を利用できたことに安どと感謝を述べていることでした。それだけ、保護利用前の窮状が厳しかったことが窺える一方、生活保護制度が憲法の保障する生存権を実現する制度として機能していること、しかし、それが不十分であったことを示していると思います。

裁判官には耳を傾けてほしい

政府は、その厳しい生活を続ける人たちに、数食の食費にあたるほどの保護費を減額しました。その結果、それまで極力切り詰めていた生活を強いられていた人たちを、これ以上どこを切り詰めていけばいいのかと途方にくれさせます。このような保護費減額の実態が明らかにされました。

わたしたちは、裁判官たちが、これら一言一言に耳を傾け、実態に目を閉ざさず、公正な判決を言い渡すことを期待しています。



“道理”は大阪地裁判決にこそある

小久保 哲郎(引き下げアカン！大阪訴訟弁護団副団長)



「勝訴を勝ち取った大阪地裁判決と、そのほかの地裁判決の違いはどこにあるの？」

そんな疑問に、小久保弁護士がわかりやすく答えます。一人で熟読するもよし、支援する会の学習会など、仲間とともに理解するもよし。もっと詳しく知りたい方は、小久保哲郎「裁判所は生きていた！」(賃金と社会保障 1792 号、旬報社、2021 年)をお読みください。

大阪地裁判決とそのほかの地裁判決の違い

名古屋、札幌、福岡、京都、金沢、神戸と負けが続いている。勝ったのは大阪だけで、形式的には 1 勝 6 敗で負けが込んでいる。しかし、大阪地裁判決とその他の判決の中身を精査すれば、決して悲観することはない。

その違いを一言でいえば、老齢加算訴訟の最高裁判決に忠実に、判断すべきことを判断しているかどうかだ。

裁判所が判断すべきこと

最高裁判決は、まずは「高齢者に、老齢加算に見合う特別な需要があるかどうか」を判断すべきで、それが「ない」とした判断に「統計等の客観的数値との整合性や専門的知見との合理的関連性」が必要とした。今回の「デフレ調整」は、「物価下落で、生活保護世帯に 4.78% の可処分所得の実質的増加があったこと (同じお金で多くのモノが買えるようになったこと)」を根拠としている。とすれば、「生活保護世帯の需要をみたすために必要な生活費が 4.78% も減少したのかどうか」こそ裁判所が判断すべきこととなる。

大阪地裁判決の判断

大阪地裁判決は、この点を正面から判断した。「4.78%」という厚労省の計算は、総務省が使っている消費者物価指数の下落率 2.35% の 2 倍以上もある。その原因は、この間の教養娯楽耐久財 (テレ

ビ、パソコン等) の大幅な物価下落の影響が増幅されたことにある。“増幅”のカラクリは、「社会保障生計調査」によれば生活保護世帯の教養娯楽費への支出割合は 6.4% で一般世帯の 11.45% よりも相当低いのに、厚労省の計算では 17.1% もの支出が前提とされていたことなどだ。だから、「4.78%」という改定率は、「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」を欠くと断じたのである。

そのほかの地裁判決の判断

これに対し、他地裁判決は、この肝心な点について全く審査していない点で共通している。厚生労働省の説明を細かく分断し、その一つ一つについて、「(著しく) 不合理とはいえない」と小さな肯定を積み重ね、「4.78%」という異常な数値もその結果だから仕方がないと開き直す手法である。

国側は、控訴審になって、「裁判所はあくまで厚生労働大臣が判断の過程で現実に用いた統計のみを前提に判断すべき」として、大阪地裁判決のように総務省の消費者物価指数や社会保障生計調査などとの整合性を検討していない他地裁判決を擁護する主張を展開し始めている。しかし、これでは「司法審査」ではなく、単なる「追認」である。裁判官が自分の頭で考えることを放棄しているから、「NHK 受診料」という誤字までコピペするという珍事まで起きる。

“道理”は、司法の矜持を示した大阪地裁判決にこそある。これを確信にして、佳境を迎える訴訟運動に取り組みたい。

こんな活動やってます！～各地の活動紹介～ 「生存権がみえる会」(三重)

私たちこんな会です

三重では2013年から「生存権がみえる会」という少し変わったネーミングで有志の集まりを結成し、いのちのとりで裁判を支援しようと活動を始めました。

メンバーは原告、弁護団、大学教員、生健会、ソーシャルワーカーなどです。

会の目的としては「生活保護基準引き下げに反対し審査請求・裁判などの争訟を通じ、生存権の実質的な保障を得て、憲法で保障された健康で文化的な生活が見える社会を目指す。また、生活保護制度改悪に反対し、人間の尊厳にふさわしい生活保護制度を求め、理解をひろげる」と真面目な内容です。それにしてもこのネーミング、実際は「三重」と「みえ(る)」、「みえる会」と「みえるかい？」などとダジャレを語り合いながら決まったものです。しかし、

その意味することは結構真剣です。健康で文化的な生活が見える社会、豊かな生存権を実感で



(25 条大集会のデモ行進にて)

きる社会をめざそうという意識で、いのちのとりで裁判はもちろんですが、広く生存権を豊かにする活動に参加しようとしています。

最近の悩み

このような意識をもって取り組んできましたが、最近では活動が停滞気味です。低空飛行という感じです。なんとか活動は継続していますが、いまいち活気が出ないというか…。これはなぜなのか？対面での活動の制限もありますが、おそらくそれ以上に会結成当初の意識の薄らぎが否めないのではないかと感じています。残念ながら

ら、事務局会議などへの参加者も減少、固定化してきています。なんとかもう一度盛り上げたい。そんな気持ちでいます。

これからもっと！

活動は真面目だけど、やっぱり楽しくやりたい。楽しそうなところに人は集まってくるのは、自然なことなのかもしれません。今いるメンバーが下向いていたら、新しい人は寄って来ないですよね。活動の成果はなかなか見えづらくて、だからこそ色んな工夫や頑張りが必要だけど、それでもやっぱりこれからはもっと楽しく活動をやりたいと思います。その実践のよきアイデアをお持ちの方、ぜひ教えてください！これから三重の活動がもっと見えるようにがんばるぞ。どうぞよろしくお願いいたします。(_) ☆

(事務局長 田中武士)

みなさんの力で弁護団への財政支援を！ ～かさねてのお願い～

～お願いする金額～

団体：一口あたり1万円

個人：一口あたり1000円

※団体、個人ともにぜひ複数口お願いいたします

口座名義人：いのちのとりで裁判全国アクション

(いのちのとりでさいばんぜんこくあくしょん)

《ゆうちょ銀行をご利用の場合》

・記号番号 14090-50001101

《他の金融機関からのお振り込みの場合》

・店名 408(ヨンゼロハチ)

・店番 408

・預金種目 普通預金

・口座番号 5000110

《問い合わせ先》

アクション事務局メール notori25@gmail.com

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

(口座)①ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

②他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧にならない方は：

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。